

Netpress

SMBC経営懇話会

TEL:フリーダイヤル 0120-710-949

FAX:(03)5255-5564

URL: <https://www.smbc-consulting.co.jp>

【判定フローチャート付き】

「資本的支出」と「修繕費」について再確認する

税理士 平井 満広

POINT

1. 固定資産の修理・改良等のための支出は無条件に費用となればよいのですが、その会計・税務処理については、実務上、判断が難しいケースも多く、企業や経理担当者の悩みのタネとなっています。
2. 資本的支出と修繕費の区分や処理について、計算例などもまじえてわかりやすく解説します。

1. 資本的支出と修繕費の区分

減価償却の対象となる資産については、取得(事業供用)した後も、修理をしたり、改良をしたりするために費用を支出することがあります。こうした固定資産の修理や改良等のために支出した金額は、新たな固定資産の取得と考えて減価償却費として損金にする「資本的支出」と、支出した年度に全額を損金とする「修繕費(収益的支出)」とに区分されます。

この資本的支出と修繕費の区分については、実務上、判断が難しいケースが少なくありません。

2. 資本的支出となる金額の計算

(1) 使用可能期間の延長

固定資産の使用可能期間の延長に係る金額の計算式は右のとおりです。

たとえば、支出金額500万円、支出しない場合の残存使用可能年数2年、支出後の使用可能年数5年の場合、資本的支出の金額は300万円、修繕費の額は200万円となります。

$$\text{資本的支出の金額} = (\text{支出金額}) \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{支出後の} \\ \text{使用可能年数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{支出しない場合の} \\ \text{残存使用可能年数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{支出後の} \\ \text{使用可能年数} \end{array} \right)}$$

・【本文の例の場合】

資本的支出の金額	500万円	$\times \frac{5\text{年} - 2\text{年}}{5\text{年}}$	=	300万円	
修繕費の額	500万円	-	300万円	=	200万円

(2) 価値の増加

固定資産の価値の増加に係る金額の計算式は右のとおりです。

たとえば、支出金額500万円、通常の場合の管理または修理をしていた場合の時価600万円、支出後の時価950万円の場合、資本的支出の金額は350万円、修繕費の額は150万円となります。

$$\text{資本的支出の金額} = (\text{支出後の時価}) - \left(\begin{array}{l} \text{通常の場合の} \\ \text{管理または修理を} \\ \text{していた場合の時価} \end{array} \right)$$

・【本文の例の場合】

資本的支出の金額	950万円	-	600万円	=	350万円
修繕費の額	500万円	-	350万円	=	150万円

3. 資本的支出と修繕費の例示と形式基準

資本的支出と修繕費の区分や金額の計算方法は上述のとおりですが、実務上で「使用可能年数」や「時価」などを計算するのはとても困難です。

そこで、法人税法の基本通達(行政が法令を解釈する際の指針)では、形式的な区分による処理(定められた判断基準による処理)も認められています。具体的には以下のとおりです。

(次頁に続く)

(1) 支出金額の合計額が 20 万円未満の場合

同一計画に基づく、同一資産への修理改良等の支出金額の合計額が 20 万円未満であれば、全額が修繕費となります。

(2) 修理改良等が3年以内周期の場合

その資産への修理改良等がおおむね3年以内の周期で行われていることが過去の実績等で明らかであれば、全額が修繕費となります。

(3) 明らかな価値増加等

明らかに固定資産の価値を高め、または耐久性を増す支出は、全額が資本的支出となります。具体的には、次のような支出が挙げられます。

- ・建物の避難階段の取付け等、物理的に付け加えた部分の費用の額
- ・用途を変更するために行った模様替え等の改造または改装に直接要した費用の額
- ・機械の部品を性能の高いものに取り替えた場合の、通常要する額を超える部分の金額
- ・ソフトウェアに新機能を追加等した際のプログラム修正等に要した額

(4) 通常の維持管理やき損の原状回復

固定資産の通常の維持管理やき損の原状回復のための支出は、全額が修繕費となります。具体的には、次のような支出が挙げられます。

- ・建物の移えい(移動)や解体移築に要した費用の額(移えい等を予定して取得した建物等を除く)。ただし、解体移築の場合は旧資材の 70%以上を再使用した場合等に限る
- ・機械装置の移設に要した移設費等の額(集中生産を行う等のための移設費を除く)
- ・ソフトウェアの機能上の障害を除去等した際のプログラム修正等に要した額

(5) 60 万円未満または前期末取得価額の 10% 以下

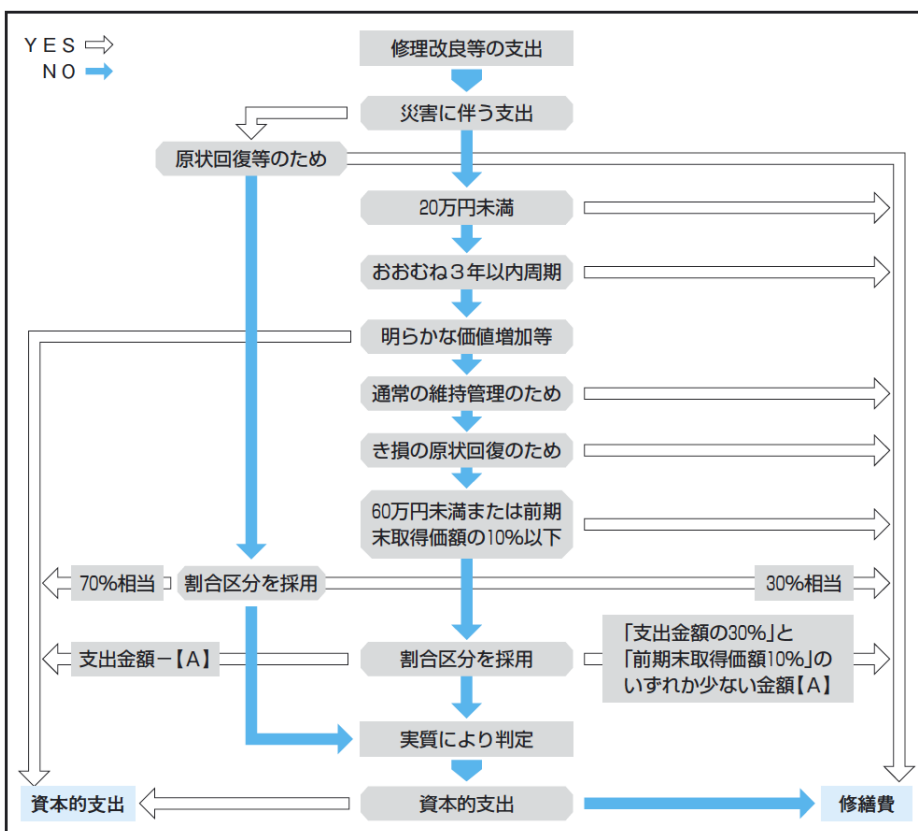
同一計画に基づく、同一資産への修理改良等で、資本的支出と修繕費の区分が明らかでない場合、その支出金額の合計額が 60 万円未満または前期末取得価額の 10% 以下であれば、全額が修繕費となります。

(6) 割合区分による方法

修理改良等の支出金額を資本的支出と修繕費に明らかに区分できない場合は、支出金額の 30%または前期末取得価額の 10%のいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とすることができます。

この方法は、法人が継続して採用している場合に限って認められます。

■ 資本的支出と修繕費の判定フローチャート



税務処理のことでお悩みの方へ

【SMBC コンサルティングのHP揭示情報】

[無料経営相談: 会員のお客さまは\(社員の方はどなたでも\)、何回でも無料でご利用いただけます。](#)

【本稿に関するご照会窓口】 SMBCコンサルティング・経営相談部 TEL:0120-874-809

Netpress 経営に関するタイムリーなトピックスを掲載しています！

詳しくはこちら ▶